

大垣市民病院臨床研修センター規定

(目的)

第1条 この規定は、大垣市民病院臨床研修センター（以下「センター」という。）の業務及び組織等について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、以下の事項を実施する。

- ア 臨床研修医（以下「研修医」という。）の募集・登録に関すること
- イ 研修プログラムに関すること
- ウ 研修医・指導医・指導者の評価に関すること
- エ 研修医が行う診療行為の指導医による確認・指導状況のチェックに関すること
- オ 研修医との面談に関すること（研修医の精神的支援、進路についての相談や支援を含む）
- カ 研修医の教育（基本研修、春期特別講座、CPCの指導、医療技術部門に係わる研修、看護部門に係わる研修、その他臨床研修を円滑に進める為の教育）に関すること
- キ 協力型臨床研修病院、研修協力施設等との連絡調整に関すること
- ク シミュレーションセンターの管理・運営に関すること
- ケ 研修記録の保管・閲覧に関すること
- コ 研修修了者名簿の作成及び研修修了者への定期的な勤務先・近況等の確認に関すること
- サ その他臨床研修に係わる業務に関すること

(組織)

第3条 センターは次に掲げる者で構成し、院長が指名する。

- ア センター長
- イ 副センター長
- ウ 診療部門の指導医
- エ 看護部門の指導者
- オ 薬剤部門の指導者
- カ 救急部門の指導者
- キ 医療技術部門の指導者
- ク 医療工学部門の指導者
- ケ 事務局庶務課の指導者
- コ センター専従の事務職員

(センター長及び副センター長)

- 第4条 1 センター長は研修医及びセンターの業務を統括し、その責を負う。
- 2 副センター長はセンター長を補佐し、センター長が不在の場合には、センター長の職を代務する。

(委任)

- 第5条 この規定に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規定は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年5月1日から施行する。